

(特許登録令の一部改正)

第四条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手続(第四十四条・第四十五条)」を「第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手続(第四十四条・第四十五条)」を「第三節の二(仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続(第四十五条の二―第四十五条の四))」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三 仮専用実施権若しくは仮通常実施権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

第四条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正

三 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く。)

第五条第二号中「表示の更正」の下に、「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定する登録の更正」を加える。

第七条中「附記登録」を「付記登録」に改める。

第九条第一項中「特許登録原簿」の下に、「特許仮実施権原簿」を加え、同条第二項中「この条において」を削る。

第十条第二項中「特許関係拒絶審決再審請求原簿」を「特許仮実施権原簿 特許関係拒絶審決再審請求原簿」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

第十六条中第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

八 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定  
九 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定  
十 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更

十一 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅

第十六条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「通常実施権」の下に、「仮専用実施権、仮通常実施権」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権の設定  
四 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定

第二十八条第一号中「特許番号」の下に(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)を加える。

第三十八条第一項第三号中「特許番号」の下に(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特例法の規定により当該特許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録の申請書に記載した特許を受ける権利を有する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。

第四十一条第一項中「登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き」を削り、及び登録義務者」を「登録義務者及び登録上の利害関係を有する第三者」に改める。

第四十四条第一項中「次に掲げる事項」を「設定すべき専用実施権の範囲」に改め、同項各号を削る。

第四十五条第一項中「次に掲げる事項」を「設定すべき通常実施権の範囲」に改め、同項各号を削る。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続

(仮専用実施権の設定等の登録の申請)  
第四十五条の二 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮専用実施権の範囲  
二 特許法第三十四条の二第五項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨  
三 仮専用実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮専用実施権の範囲を記載しなければならない。

3 特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮専用実施権を移転するときは、申請書にこれを証明する書面を添付しなければならない。  
(仮通常実施権の設定等の登録の申請)  
第四十五条の三 仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮通常実施権の範囲  
二 特許法第三十四条の三第五項ただし書又は第六項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2 仮通常実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮通常実施権の範囲を記載しなければならない。

3 前条第三項の規定は、特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮通常実施権を移転する場合に準用する。